

流山市農業委員会  
令和3年第12回  
総会議事録

令和3年12月10日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会令和3年第12回総会議事録

- 1 期 日 令和3年12月10日（金）
- 2 場 所 流山市役所301会議室
- 3 議 長 名 水代 啓司
- 4 署名委員 2番 池田 操代  
4番 鈴木 亨
- 5 出席委員（委員12名）

1番 矢口 優子	2番 池田 操代
4番 鈴木 亨	5番 金子 孝博
6番 中嶋 清	7番 小菅 康男
8番 染谷 一嘉	9番 石井 保
10番 岡田 長政	11番 山崎 日出男
12番 水代 啓司	
- 6 欠席委員（委員1名）

3番 金子 文雄	
----------	--
- 7 書記名 副主査 齊藤 恒夫
- 8 事務局 事務局長 恩田 一成  
事務局次長 染谷 晃  
事務局主事 小田 嵩
- 9 会議目次

議案第58号	農地法第3条の規定による許可申請について	1
議案第59号	農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について	3
議案第60号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	6
議案第61号	農用地利用集積計画の決定について	8
議案第62号	農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	11
議案第63号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について	13
議案第64号	令和4年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見について	15
報告第35号	合意解約の通知について	18
報告第36号	専決処理の報告について	18

**▲開会 午後3時00分**

**○水代会長** それでは、ただ今から令和3年第12回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中11名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることを御報告いたします。

なお、3番 金子文雄委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**○水代会長** 異議なしと認めます。

2番 池田委員、4番 鈴木委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

染谷次長。

**◎染谷次長** お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」を御覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第64号「令和4年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見について」までの7議案について、御審議いただきたいと思えます。

また、報告事項といたしましては、報告第35号「合意解約の通知について」から報告第36号「専決処理の報告について」報告させていただきます。

御説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

**○水代会長** ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

**○水代会長** なしと認めます。

**○水代会長** これより議事に入ります。

議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

**◎染谷次長** 議案書の1ページを御覧ください。

議案第58号

農地法第3条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和3年12月10日提出

今月の申請は1件です。

権利者は、流山市深井新田の方で、職業は兼農です。

申請がありました土地は、下花輪の畑1筆 面積439平方メートルです。

申請事由ですが、経営規模拡大のため、売買により取得するものでございます。

議案案内図については、1ページにございますので併せて御参照ください。

御説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

染谷副委員長。

◎染谷副委員長 本案につきましては、山崎委員長に関連する案件ですので、私が代わりに報告いたします。

議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は1件です。

本案につきましては、現地調査及び権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、流鉄流山線流山駅の北約1.5キロメートルに位置している畑1筆で、面積は439平方メートルです。

また、申請理由につきましては、経営規模拡大のため売買により所有権を取得するものです。

売買価格については、全体で50万円とのことでした。

申請地の畑は、投影している写真のとおり耕起済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約3ヘクタールで、農業従事者は2名です。

今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということです。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案につきましては労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議のほどをお願いします。

○水代会長 はい、ありがとうございました。

なお、本案については、山崎委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

山崎委員の退席を求めます。

(午後3時7分 山崎委員退席)

○水代会長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆小林推進委員 売買価格についてお尋ねします。

平方メートル単価はいくらになりますか。

◎事務局（染谷次長） 売買価格の総額は50万円です。

1平方メートル当たり1,190円となります。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

（なしの声あり）

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第58号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、挙手、全員であります。

よって議案第58号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

山崎委員の除斥を解きます。

（午後3時9分 山崎委員入室）

○水代会長 続いて、議案第59号「農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の2ページをご覧ください。

議案第59号

農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について

次のとおり、許可後の計画変更承認申請があったので審議を求める。

令和3年12月10日提出

今月の申請は1件です。

本案につきましては、令和3年10月の総会で審議がなされ、令和3年10月13日付けで許可となった案件の計画に変更が生じたことから、変更承認申請があったものです。

申請者は、流山市中野久木の方で年齢は72歳です。

申請がありました土地は、中野久木の畑4筆 合計面積2,626平方メートルです。転用目的につきましては、貸駐車場を整備するものです。

変更内容につきましては、大型バス駐車場のアスファルト舗装を1層から2層に変更し、それに伴い発生する土砂を東側の乗用車駐車場に盛ることで、場内の高さを均一にする計画に変更するものでございます。

この申請地の案内図と計画図につきましては、2ページと3ページにございますので併せて御参照ください。

御説明は以上です。

よろしく願い申しあげます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第59号「農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について」御報告いたします。

今月の案件は、1件です。

本案については、申請関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

計画変更の内容について、前方の土地利用計画図で御説明いたします。

当初計画では大型バス駐車場部分と乗用車駐車場部分に高低差があったため、車両出入り口は2か所となっていました。

変更計画では、バス駐車場部分の強度を確保するため、舗装をアスファルト1層から2層に変更し、その際に発生する土砂を乗用車駐車場部分に盛ることで、高低差を解消するとのことでした。

また、高低差を解消することにより、乗用車の駐車台数が増え、車両出入り口も1か所になるとのことでした。

なお、土砂を盛ることで生じる東側の道路との高低差については、H鋼とコンクリート板による土留めを設置のうえ、法面処理により土圧を最小限に抑えるとのことでした。

資金計画、工事期間については、変更ありません。

また、周辺の農地所有者に変更の内容を説明し了承を得ているとのことでした。

次に、変更に伴う他法令の関係につきましては、該当ありません。

以上、申請関係者からのヒアリングを基に、農地法第4条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案については計画変更後も許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第9番(石井委員) この駐車場の竣工予定日は、いつの予定ですか。

◎事務局(染谷次長) はい、変更前の竣工予定は、令和4年2月となっております。

今回の計画変更により、令和4年1月にオープンが早まるものと聞いております。

○水代会長 他に質疑ございませんか。

◆(小林推進委員) この駐車場の南側は、新川小学校の通学路となっているんですよ。南側に駐車場の出入り口は無いということですね。

◎事務局(染谷次長) (スクリーン地図を指し示しながら)当該駐車場の北側部が駐車場出入口で、ただいまご質問の小学校の通学路になっている南側部には、出入口はございません。

◆第4番(鈴木委員) ただ今、御質問のあった出入口に関するのですが、この道路の送迎バスの出入口から旧県道に向かう交差点は、何か交通規制があるのでしょうか。

このバス駐車場の西側には、特別養護老人ホームや市立保育園、民間駐車場などがあり、通勤や送迎用車両の利用があるようです。

◎事務局(染谷次長) 駐車場から市道(旧県道)へは、例えば右折禁止等の規制はございません。

しかし、今回の計画変更により、従前のように社員乗用車の出入りで一つ、大型バスの出入りでもう一つ、計2か所計画されていたものが、1か所に集約され安全対策も確保しやすいものと事業者側から聞いております。

しかし、御指摘のように駐車場出入口道路は、奥には特別養護老人ホームもあり、車両台数が多くなると推測されますので、安全対策につきましては、より注意をいただくように事務局から申し伝えたいと思います。

◆第4番(鈴木委員) 大型バスが連なってくると、一般車両も滞ってしまう心配が出てくると思います。

その点をお伝え願います。

◎事務局(染谷次長) 安全対策については事務局から申し伝えます。

◆第9番(石井委員) バスの出入りする時間帯は、何時頃ですか。

先ほども話が出ましたが、市立保育園への送迎時間と重なってしまうのではないかが心配です。

○水代会長 質問事項整理のため、暫時休憩といたします。

○水代会長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

染谷次長

◎事務局(染谷次長) 御質問のバスの運行内容は、前回10月総会の議案審議時に事業者から聞き取っておりました。

バスの朝の迎いの運行は、午前7時台に利用者数が約400人となっております。

午前8時台に、バス2便 利用者が75人、午前9時台に、バス2便 利用者が70人と計画されています。

夕方の駅への送りは午後5時台、6時台、7時台、8時台が多いのですが、この時間帯は児童の下校時間とは重ならないものと考えられます。

事業者には、朝の送迎時間帯(の運行)には特に注意をしていきたいと思います。

◆第5番(金子孝博委員) 次の第60号議案で、この駐車場の奥に駐車場が計画されていますが、この前面道路に車両が集中してしまうのではないですか。

◎事務局(染谷次長) 続く第60号議案で物流倉庫建設事業者の従業員用駐車場に

については、御審議いただきますが、こちらは県立高校側からの車両進入を計画しており、利用時間は午前6時半から午前7時半と計画されています。

○水代会長 ただ今質問の件ですが、送迎用バスの全体的な運行計画概要を把握する必要があると思います。

それを事業者側から聞き取って、交通安全上の指導をしてください。

そのほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第59号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第59号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第60号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第60号

農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和3年12月10日提出

今月の申請は2件ですが、同一事業のため一括して御説明いたします。

権利者につきましては、東京都台東区に所在する法人です。

申請がありました土地は、中野久木の畑3筆 転用面積は合計2,627平方メートルです。

転用目的につきましては、駐車場を整備するための一時転用であり、権利の種類は賃借権の設定です。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の4ページから6ページにございますので併せて御参照ください。

御説明は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第60号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」について御報告いたします。

今月の案件は、一時転用によるものが2件ですが、関連がありますので一括して



御報告いたします。

本案については、現地調査と権利者及びその関係者からヒアリングを行い、審議いたしました。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

東武線江戸川台駅の西約1.2キロメートルに位置し、周囲は小規模な畑と住宅が混在している地域です。

そのため、『農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地』として、第2種農地と判断いたしました。

移転の原因は賃貸借で、転用目的は物流施設建築に伴い、工事作業員用の駐車場を整備するものです。

権利者は、東京都台東区に本店を置く株式会社で、昭和47年に設立されております。

事業内容としては、主に建設業を行っているということです。

申請理由ですが、権利者は現在平方でいわゆる第5物流と呼ばれる物流施設の建築工事を行っています。

北側の工事はすでに完了しており、令和4年1月から南側の工事に着手する予定です。

これまでは南側の施設用地を工事関係者の駐車場として利用していましたが、工事着手に伴い開発区域内で駐車場を確保することが難しくなったことから、今回、開発区域に近い申請地を一時的に駐車場として利用しようとするものです。

この一時転用の期間は令和5年6月30日までの予定です。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

畑に透水性の養生シートを敷いた上に鉄板を敷き、北側に22台と南側に84台、合計106台分の駐車場用地とする計画です。

土砂等の流出対策については、外周にネットフェンスと貫板を設置し流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は自然浸透とし、汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、東側が道路、西側が山林となっています。

次に、資金計画ですが、土地賃料は月額約32万円、整備費が1,100万円、全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

なお、申請地の周辺は学校施設があることから、安全対策についてヒアリングで確認したところ、車両の出入り時間は車両通行ルートにガードマンを置いて安全対策に努めるということでした。

また、農地の復元については、鉄板を除去した後、トラクターで数回耕起し畑に戻してから返却することを所有者に説明済みとのことでした。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査をもとに、農地法第5

条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、一時転用の妥当性、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案についてはそれぞれ許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもってそれぞれ許可相当という結論に達しました。

以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第9番(石井委員) 工事期間と一時転用期間はいつまでの計画ですか。

◎事務局(染谷次長) まず、一時転用の期間ですが、許可後から令和5年6月30日までの予定です。

駐車場への工事期間は、許可後から年内施工と聞いております。

◆第9番(石井委員) それと駐車場内の照明設備は計画されていますか。

◎事務局(染谷次長) 駐車場の内側を照らす設備が計画されています。(画面で説明) 近隣住民にも説明済みとのことです。

◆第1番(矢口委員) 資金について、もう一度御説明ください。

◎事務局(染谷次長) 事業者が支出する駐車場整備費用が、1,100万円と賃貸借期間中に土地所有者へ支払う賃料が、令和5年6月まで月額32万円となります。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第60号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第60号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 続いて、議案第61号「農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第61号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和3年12月10日提出

今月の申請は新規が1件、更新が5件です。

はじめに、議案の1番から4番は権利者が同一のため一括して御説明いたします。

権利者は流山市西深井にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、西深井の田9筆 合計面積7,821平方メートルです。

利用権の設定期間は、1番が新規により6年間、2番から4番が更新により6年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、7ページから9ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案の5番の権利者は流山市中野久木にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、西深井の田1筆 面積1,021平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、10ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案の6番の権利者は、流山市下花輪にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、下花輪の田3筆 合計面積2,551平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、11ページと12ページにございますので、併せて御参照ください。

今月の農用地利用集積は、以上です。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第61号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が1件、更新が5件です。

はじめに、1番から4番は権利者が同一のため一括して御報告いたします。

1番については新たに6年間、2番から4番は引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で年齢は65歳です。農業従事者は2名で、農業従事日数は180日です。

申請地につきましては、写真のとおり稲刈り済みの状態でした。

次に、5番ですが、本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で年齢は75歳です。

農業従事者は2名で、農業従事日数は300日です。

申請地につきましては、写真のとおり稲刈り済みの状態でした。

次に、6番ですが、本件については、同一世帯内で相手を変更して3年間の利用

権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で年齢は64歳です。

農業従事者は1名で、農業従事日数は200日です。

申請地につきましては、写真のとおり稲刈り済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の1番から4番については、金子孝博委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い、審議いたします。

金子孝博委員の退席を求めます。

(午後3時50分 金子孝博委員退席)

○水代会長 これより、本案の1番から4番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第61号の1番から4番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第61号の1番から4番については、承認することに決定いたしました。

金子孝博委員の除斥を解きます。

(午後3時51分 金子孝博委員入室)

○水代会長 次に、本案の5番については、石井委員に係る案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

石井委員の退席を求めます。

(午後3時52分 石井委員退席)

○水代会長 これより、本案の5番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第61号の5番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。  
挙手、全員(多数)であります。  
よって議案第61号の5番については、承認することに決定いたしました。  
石井委員の除斥を解きます。

(午後3時53分 石井委員入室)

○水代会長 これより、本案の6番に対する質疑に入ります。  
質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。  
(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第61号の6番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
挙手、全員であります。  
よって議案第61号の6番については、承認することに決定いたしました。  
ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第62号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明  
願について」を議題といたします。  
議案の説明を求めます。  
染谷次長。

◎染谷次長 議案書の8ページをお開きください。  
議案第62号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて  
次のとおり、現況証明願いがあったので審議を求める。

令和3年12月10日提出

今月の申請は2件です。

はじめに1番の申請者は、流山市中野久木に事務所を置く土地改良区です。

申請地は、下花輪の登記地目 畑10筆、三輪野山一丁目の登記地目 畑1筆、加  
五丁目の登記地目 畑3筆、加六丁目の登記地目 畑6筆の計20筆で、合計面積  
2,464.76平方メートルで、変更後の地目につきましては堤と用悪水路です。

本件につきましては、現況は水路敷地として20年以上経過していることから、登  
記簿上の地目を現況の地目に合わせるため願出があったものです。

議案案内図につきましては、13ページから16ページにございますので、併せて御  
参照ください。

次に、議案の2番の申請者は、流山市大畔にお住まいの方です。

申請地は、大畔の登記地目 畑1筆 面積318平方メートルで、変更後の地目につ  
きましては宅地です。

本件につきましては、現況は宅地として20年以上経過していることから、登記簿  
上の地目を現況の地目に合わせるため願出があったものです。

議案案内図につきましては、17ページと18ページにごございますので、併せて御参照ください。

説明は以上です。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

染谷副委員長。

◎染谷副委員長 本案につきましては、山崎委員長に関連する案件が含まれていますので、私が代わりにご報告いたします。

議案第62号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、2件です。

本案については、審議に先立ち現地調査を行っております。

始めに、1番の申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、流鉄流山線流山駅の北約1.5キロメートルの範囲で、今上落川沿いに点在している土地です。

申請者が平成23年に取得した土地で、昭和4年ごろから配置図のように、水路敷地として利用しているとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております平成10年11月に撮影された航空写真が添付されておりました。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり水路敷地の状況となっていることを確認いたしました。

つづいて、2番の申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線流山おおたかの森駅の北西約1.4キロメートルに位置している土地です。

申請者が平成6年に相続により取得した土地で、平成10年以前から配置図のように宅地の一部として利用しているとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております平成10年11月に撮影された航空写真が添付されておりました。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地の一部の状況となっていることを確認いたしました。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は、農地以外の目的で利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の1番については、山崎委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

山崎委員の退席を求めます。

(午後3時59分 山崎委員退席)

○水代会長 これより、本案の1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第62号の1番について、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第62号の1番については、証明することに決定いたしました。

山崎委員の除斥を解きます。

(午後4時00分 山崎委員入室)

○水代会長 これより、本案の2番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第62号の2番について、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第62号の2番については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第63号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の10ページをお開きください。

議案第63号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

令和3年12月10日提出

今月の願い出は1件です。

申請者は、流山市市野谷にお住いの方です。

申請地は、市野谷の畑2筆、合計面積1,919平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者本人及び申請者の夫で、その方の故障を原因に「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものでございます。

議案案内図につきましては、19ページにございますので、併せてご参照ください。  
御説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第63号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願  
について」御報告いたします。

今月の案件は、1件です。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

始めに、申請地につきまして前方の地図で御説明いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線流山セントラルパーク駅の北 約700メートルに  
位置している土地であります。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者本人であり、申請者の夫です。

従事日数は、元気な頃は専業農家としてほぼ毎日農業に従事していたということ  
です。

しかし、この方が今年の7月に農業従事が不可能と診断され、農業経営の中心と  
なる方が不在となったことにより、残りの従事者だけでは所有する農地すべてを耕  
作することは困難となったため、申請者より証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり休耕の状態でした。

なお、この方については、他にも生産緑地を所有していたため、今後、同じ方の故  
障や死亡を理由としての、主たる従事者の証明はできない旨を申し伝えました。

以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方が  
病気になる前は、農業経営の中心として従事しており、その方が病気になったこと  
により、農業経営が困難になったと客観的に認められることから、全会一致をもって、  
証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第63号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第63号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。



○水代会長 続いて、議案第64号「令和4年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の11ページをお開きください。

議案第64号

令和4年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見について

農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、令和4年度流山市農地等利用最適化推進施策について、別紙のとおり意見する。

令和3年12月10日提出

初めに、農地等利用最適化推進施策に関する意見についてですが、農業委員会等に関する法律の規定により、農地等の利用の最適化の推進に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため、農地等利用最適化推進施策の改善について、意見を提出することができます。

流山市農業委員会では、これに基づき、市長に対して意見書を毎年12月に提出しております。

今回、委員の皆さまからいただきましたご意見等をもとに、総合農政検討委員会の皆さまに御検討を重ねていただき、その案がまとまりましたことから、本日の総会に上程をさせていただいたものであります。

次に、皆様のお手元に配布させていただきました資料の中で「令和4年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見」を朗読させていただきたいと思っておりますので、資料を御覧いただきたいと思っております。

(朗読)

令和4年度 流山市農地等最適化推進施策に関する意見(案)

令和3年12月10日

流山市農業委員会

## 1 農業経営改善の充実

### (1)担い手への農地の集積・集約化

担い手への農地利用の集積・集約化を推進するにあたり、地域ごとの農地の状況、今後の農業経営や農地利用の意向に関しての調査を検討すること。

また、荒廃が進んだ農地は、土壌診断等の再生可能性の調査実施を検討するとともに、再生整備については市独自の補助制度を広く周知し、遊休農地の解消と農地の集積・集約化の一層の促進を図ること。

### (2)担い手・後継者の育成

農業従事者の高齢化、労働力の確保への対応として、親元就農やシニア世

代の退職帰農を支援するとともに、家族経営協定の締結や締結世帯への支援を推進すること。

また、非農家出身の新規就農者や新規就農を目指す方を受け入れることができる体制や研修機会、資金援助策の創設等、支援体制を強化すること。

### (3) 安定的な営農活動への支援

安全な農作業環境を維持するため、農道、水路等の補修整備に対応できるよう、予算確保を含め、取り組むこと。

すべての農業従事者が、安定した営農活動ができるよう、農業経営に関する情報や支援策等を幅広く周知すること。

また、新川耕地では、周辺の開発に伴い、営農環境が大きく変化している。

農耕車走行への配慮看板の設置や交差点への信号設置等の交通安全対策、水質管理や監視等の水利環境を維持する対策を実施すること。

## 2 農業への理解の促進

### (1) 市民への都市農業のアピール

市街地農地は、緑の保全や災害時の避難場所等の機能も併せ持つが、営農には周辺住民の理解が重要である。農業まつりや市民まつり等での市内農産物のアピール、農業者が行う体験農園や収穫体験事業の支援など、都市住民との交流接点を増やし、農業への理解を得たうえでの共生が図られるよう努めること。

### (2) 地産地消の推進

市内農産物の認知度を高めるとともに、新鮮な農作物を消費者に届けるためにも、個人直売や事業者との直接取引を促進する支援策を充実させること。

学校給食への食材提供を拡大し、地産地消を一層推進すること。

### (3) 食育への貢献

小中学生を対象にした農業体験や農業を取り入れた授業など、食と生命の大事さが伝えられるよう、学校教育の充実に努めること。

### (4) 都市農業の位置づけ

都市農業振興基本計画を早急に策定するとともに、農業の重要性を位置づけるためにも、農業振興地域の指定と農業振興地域整備計画の策定についても、農業者の意向を踏まえつつ、引き続き検討すること。

意見(案)のご説明につきましては、以上です。

よろしく申し上げます。

○水代会長 本案について、総合農政検討委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第64号「令和4年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見について」ご報告いたします。

本案につきましては、総合農政検討委員会を10月から11月にかけて総会開催前に委員全員のご出席をいただき、検討を行ってまいりました。

また、この意見書の作成に当たりましては、農業委員、推進委員の皆さまから、全部で12件のご意見を頂戴しました。

ご意見の内訳としては、

1の「農業経営改善の充実」については、「担い手への農地の集積・集約化」に関して2件、「担い手・後継者の育成」に関して2件、「安定的な営農活動への支援」に関して1件のご意見がありました。

また、2の「農業への理解の促進」では、

「市民への都市農業のアピール」に関して2件、「地産地消の推進」に関して1件、「食育への貢献」に関して2件、「都市農業の位置づけ」に関して2件の意見がありました。

これらの意見を参考に、内容を検討し、「令和4年度の流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見」の案について別紙のとおり取りまとめました。

ご報告は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

第4番(鈴木委員) 確認ですが、手元の意見案では「農地等の最適化」となっていますが、「農地等の利用最適化」とはなっていませんね。

◎事務局(染谷次長) 「利用」の語句を加えさせていただきます。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第64号について、原案のとおり意見を提出することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第64号については、原案のとおり意見を提出することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、報告第35号「合意解約の通知について」報告を求めます。  
染谷次長。

◎染谷次長 議案書の12ページをご覧ください。  
報告第35号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

令和3年12月10日報告

合意解約が行われました農地は、駒木台の畑3筆と古間木の畑3筆の計6筆、合計面積9,158平方メートルです。

合意解約通知書の受付日は、令和3年10月26日です。

議案案内函につきましては、20ページと21ページにございますので、併せてご参照ください。

今月の合意解約の報告は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。  
私からお尋ねします。

これだけまとまってる解約というのは何かあったのですか

◎事務局(染谷次長) 先ずは、農地としての使いづらさがあったとのこと。あとは、耕作機械が使いづらく、作付けができなかったとのこと。

◎事務局(小田主事) 補足しますと、使用する耕作車両のサイズが大きく、(地中に)潜ってしまうという理由からと聞いております。

○水代会長 次に、報告第36号「専決処理の報告について」報告を求めます。  
染谷次長。

◎染谷次長 議案書の13ページをお開きください。  
報告第36号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年12月10日報告

最初に、1の農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、2件 3筆 合計面積2,205平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、2の農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、14件 53筆 合計面積31,826.94平方

メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の14ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条の届出につきましては、住宅用地が2件です。

第5条の届出につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が8件、マンションの区分所有が3件、その他の建物施設用地が3件の計14件です。

今月の専決処理の報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和3年第12回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後4時20分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和3年12月10日

流山市農業委員会長

水代 啓司

流山市農業委員会委員

池田 操代

流山市農業委員会委員

鈴木 亨